

岩手県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 北上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - （3） 解除の理由 用排水路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 北上市和賀町横川目7地割13の2（国有林）、13の1（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - （3） 解除の理由 用排水路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び北上市役所に備えておいて縦覧に供する。